

平成二十五年 六月三〇日発行
三重大学 日本語学文学第二四号 抜刷

異劍譚寸考

— 『播磨國風土記』 讃容郡仲川里条の記事について —

廣 岡 義 隆

異 劍 譚 寸 考

— 『播磨國風土記』 讃容郡仲川里条の記事について —

廣 岡 義 隆

○キーワード＝魔劍譚・時観念・郡家史料・郡レベルの編纂・文書管理

一、はじめに― 劔について ―

古くは身近にある石が万能であったが、金属製品を手にして以来、銅や鉄といった金属具への信頼性は急速に高まったと推測される。そうした極みに護身劔がある。鉄劔ではなくて銅劔になるが、島根県出雲市（平成合併前の旧称は簸川郡斐川町。旧国郡郷は出雲国出雲郡健部郷）神庭^②の荒神谷遺跡から、まとまって銅劔三五八本が一九八四年（昭和五九）七月に出土している^①。刃を上向きに並べた状態で出土しており、何らかの祭祀との関係が想定されている。

また類書『塵袋』^②（文永十一年（一二七四）から弘安四年（一二八二）ごろの成立。問答形式によって事物起源等を説明した類書）には、「護身劔銘」が引用されている（『塵袋』の本文中に「護身劔銘」の句が認められる）。

歳在庚申正月、百濟所造、三七練刀。南斗北斗、左青龍右白虎、前朱雀後玄武。避深不祥、百福會就、年齢延長、万歳無極。
（東博本『塵袋』第八「大刀契」条、九丁表）
東野治之氏^③は、右の「大刀契」条を引いて、
…上略：劔の左右（おそらく佩裏と佩表）に次のような文様が
あった。

（左）日形・南斗六星・朱雀形・青竜形
（右）月形・北斗七星・玄武形・白虎形
とし、以下護身劔について論述する。護身劔について、これ以上立ち入ることはしないが、荒神谷遺跡に見られる三五八本の埋納例を含めて、劔（劍）における信仰的側面がここに確認できるのである。

二、仲川里条の劔の話

『播磨國風土記』讃容郡仲川里^④には、私が「異劍譚」と呼称する劔の話が出て来る。まずこの箇所について三条西家本^⑤によ

り、以下、引用する（句読点と返点は廣岡による）。

昔、近江天皇之世、有丸部具也。是仲川里人也。此人買取河内国兔寸村人之賣劍一也。得劍以後、擧家滅亡。然後、苦編部犬猪、圍彼地之墟、土中得此劍。土与相去、廻一尺許。其柄朽失。而其刃不澁、光如明鏡。於是犬猪、即懷恠心、取劍歸家。仍招鍛人、令燒其刃。尔時此劍、屈申如蛇。鍛人大驚、不營而止。於是犬猪、以爲異劍、獻之朝廷。後、淨御原朝廷、甲申年七月、遣曾祢連麿、返送卒處。于令安置此里御宅。

（三条西家本、三三二—三三八行）

右本文中に傍線を引いた中で「擧家滅亡」「于令安置」の「滅」「令」については、前後に合致せず誤字と考えられるので、「滅」「令」に改め、その訓みを示すと次のようになる。

昔、近江天皇の世に、丸部具といふひと有り。是は仲川里の人ぞ。此の人、河内国兔寸村の人の賣たる劍を買ひ取りき。劍を得てより以後、拳家に滅亡せにき。然して後に、苦編部犬猪、彼の地の墟を圍すに、土の中ゆ此の劍を得つ。土と相ひ去ること、廻一尺許そ。其の時は朽ち失せたり。而して、其の刃は渋びずして、光明ける鏡の如し。是に犬猪、即ち心に怪しと懷ひて、劍を取りて家に帰れり。仍ち鍛人を招びて、其の刃を焼かしむ。尔の時此の劍、屈申みすること蛇の如し。鍛人大驚きて、嘗らずして止めにき。是に犬猪、異しき劍と以為ひて、之を朝廷に献りき。

後に、淨御原朝廷の、甲申年の七月に、曾祢連麿を遣して、本つ処に返し送りき。今に此の里の御宅に安置きてあり。『播磨國風土記』には、地名起源に関する数少なくない話が存在するが、右の話は地名起源には全く関与しないものであり、まさに元明天皇による風土記撰進の命の「古老相傳舊聞異事」（『続日本紀』和銅六年五月甲子条）に合致して採録されたものと見ることが出来る。

三、層をなす時の列挙

「時」の展開を見る前に、「昔、近江天皇之世」とあることについて、まず確認しておきたい。

冒頭に近い箇所「然して後に、苦編部犬猪」（然後苦編部犬猪）とあつて、苦編部犬猪が土中から一本の劍を掘り出す話があり、この話が中心となつて当話は展開している。その苦編部犬猪の話は「之を朝廷に献りき」（獻之朝廷）で結ばれている。この苦編部犬猪が掘りだした劍を朝廷に献上したことについて、日本古典文学大系本『風土記』も新編日本古典文学全集本『風土記』も、『日本書紀』の記事を指摘している。

是の歳、播磨國司なる岸田臣麻呂等、寶劍を獻りて言さく、「狭夜郡の人、禾田の穴の内にして獲たり」とまをす。

（是歳、播磨國司岸田臣麻呂等、獻寶劍言、於狭夜郡人禾田穴内獲焉。）（天智即位前紀、齊明七年是歳条）

この『日本書紀』の記事について言及する注釈として、敷田年治氏『標注』⁽⁷⁾、栗田寛氏『標註』⁽⁸⁾、井上通泰氏『新考』⁽⁹⁾、吉野裕氏『東洋文庫本』植垣節也氏『注釈稿』⁽¹⁰⁾があり、「なほ同事を云へるなり」(井上氏、三三九頁)、「合致する」(吉野氏、注一、一五頁)としている。『日本書紀』の狭夜郡は、『播磨國風土記』の讃容郡に相当するものであり、粟栽培の田の中の「穴」から得たという情況も「風土記」の記述と齟齬するものではない。この二文獻の内容が照応するものであると理解すると、冒頭の「近江天皇之世」ということがおかしいことになってくる。

「昔、近江天皇之世」とは天智天皇の時代ということになるのであるが、その後に位置する話として、苦編部犬猪による劔の話があり、それが「天智即位前紀」に載る斉明七年(是歲)のこととしてあり、前後錯綜することになるのである。このことについて諸氏に何のコメントも無いが(これは論展開する永藤靖氏⁽¹¹⁾及び飯泉健司氏も同じであるが)、説話伝承上のこととしてもおかしいことになる。この「昔、近江天皇之世」における「近江天皇之世」の六文字は、当条の前に位置する次の文からの衍入であると考えられる。

引船山。近江天皇之世、道守臣、為此国之宰、造官船於此山。令引下。故曰船引。此山住鵲。一云韩国鳥。栖枯木之穴。春時見、夏不見。(生三人參・細辛。)

この箇所は、三条西家本の三二九行から三三〇行であり、当該説話は続く三三一行から展開しており、この「昔、近江天皇

之世」における「近江天皇之世」の六文字は、二行前からの衍入であると考えるのがよい。これにより、「昔、近江天皇之世」は単なる「昔」となることを確認した後に、以下の層なす年代を見て行きたい。この分析に際し、前記の原文をA・B・C・Dの四つの時代に分けて示す(Aの「昔、近江天皇之世」から「近江天皇之世」を削除・校訂した「昔」の形で示す)。

A 昔、丸部具といふひと有り。是は仲川里の人そ。此の人、河内国兔寸村の人の賣たる劔を買ひ取りき。劔を得てより以後、挙家に滅亡せにき。

B 然して後に、苦編部犬猪、彼の地の墟を圃すに、土の中ゆ此の劔を得つ。土と相ひ去ること、廻一尺許そ。其の柄は朽ち失せたり。而して、其の刃は渋びずして、光明ける鏡の如し。是に犬猪、即ち心に怪しと懐ひて、劔を取りて家に帰れり。仍ち鍛人を招びて、其の刃を焼かしむ。尔の時此の劔、屈申みすること蛇の如し。鍛人大驚きて、嘗らずして止めなき。是に犬猪、異しき劔と以為ひて、之を朝廷に献りき。

C 後に、淨御原朝廷の、甲申年の七月に、曾祢連磨を遣して、本つ処に返し送りき。

D 今に此の里の御宅に安置きてあり。

A・B・C・Dと示した、この四つの年代について、そのあらましを見ることによって、当該説話の時間的展開を確認しよう。

Aは、「昔」と提示される説話の古代に属する話である。これ

はBの齊明天皇代よりも古い話であり、丸部具が魔劍を手にしたことよつて、彼一人だけではなく、一家が滅亡したという昔話である。往時においては、こうした事は口碑・説話伝承として、人から人へと、その土地と共に伝えられるのが常である。しかし、次のBを見ても、現地に丸部一家滅亡譚が伝えられていた形跡は無い。事実の介在しない単なる説話として見ればよいことではあるが、説話上そうした伝承の痕跡が無いということとはBの時から見て古い説話的「昔」として措定されていると解釈することが出来る。

Bは、苦編部犬猪が耕していたところ、土中から劔を掘り出したという話である。「土と相ひ去ること、廻一尺許そ」とあり、ぼつかりと空いた土壙状の穴の中に劔があつたことになる。まるで奈良市郊外の此瀬の茶畑の下の木炭柳の底から一九七九年一月二日に竹西英夫さんが太朝臣安萬侶墓誌を掘り出した情況とそっくりである。「刃は渋びずして、光明ける鏡の如し」とあるが、「其の柄は朽ち失せ」とあり、経年変化を物語っている。なお「澁」字について、植垣節也氏が『令集解』の古記を引いて「さび」の訓があることを指摘する『時代別国語大辞典 上代編』が早くに「古記」の例を指摘する。即ち『令集解』「宮膳令」貯庫器仗条の「凡、貯庫器仗、有生澁綻斷」に、「古記云。生澁。謂著佐婢也」とあり、刀剣用語としてこの「澁」はある。「其の刃を焼かしむ」とは、錆びてはいないと言つても経年変化で切れは良くないので、再度の焼き入れをし、その後に研ぎ師に

よつて研ぎ出さうとしたのである。「屈申みすること蛇の如し」とは、恐らく材質が均一ではなく、温度変化によつて伸縮率に差が存したものであるという推測が付く。それを「異劔」(ただものではない劔)と見たということになる。「異」なるものは尊ばれ瑞祥とされた当時であつたから、朝廷に献上されたというのがこのBの話である。

『日本書紀』の記述を援用することが許されるなら、これは齊明天皇七年(六六一)の話になる。『播磨國風土記』の成立は何時のことか判然としないが、元明天皇の風土記撰録の命(七一一)から二年ほど後のことと仮定すると、この齊明天皇七年は風土記の時代から五五年ほど前の話としてある。

Cは、天武天皇十二年(甲申年、六八四)七月という年紀が明示され、献上された「異劔」が朝廷から現地へ戻される話である。関連して想起されるのは、熱田社への劔の返還という著名な話である。即ち『日本書紀』天武天皇の朱鳥元年(六八六)六月条に、
 戊寅(十日)に、天皇の病をトふに、草薙劔に崇れり。
 即日、尾張國の熱田社に送り置く。

(戊寅、卜天皇病、崇草薙劔。即日、送置于尾張國熱田社。)

(天武天皇紀、朱鳥元年六月条)とあるそれである。両者の間に二年の間隔があるが、類似の返還となる。因みに天武天皇自身に病の兆候は確認できないが、天武天皇十二年七月に藤原鎌足の妻ともされる鏡姬王(興福寺縁起)の病の記事と共に天皇が外向いて見舞う記事があり(七月

四日条、その翌日に鏡姫王は「薨」じている（『日本書紀』）。なお、秋本吉郎氏が日本古典文学大系本『風土記』の頭注で右の『日本書紀』の記事に言及し、「この条の靈劍の返還もこれに関連するものである」としている。

Dは、播磨国讃容郡における風土記稿本編纂の「今」という時を示している。現地に返還された劍は、仲川里の役所において保管しているとして、話の結びとしている。

このように、短い話ながらも、当該説話にはA・B・C・Dという四つの時が層をなす形で展開している。

四、時の観念—行政における文書管理

右に示した四つの時は、

A—説話的古代としての「昔」—魔劍譚

B—次いで古く「然後」と示される時—異劍譚

C—「後」、天武十二年七月—朝廷から異劍の返却

D—「今」と示される時—異劍安置場所の明示

という展開になっている。原文で示すと、

「昔」→「然後」→「後淨御原朝廷甲申年七月」→「今」

となり、冒頭の「昔」と結びの「今」とが見事に照応し、その間、「然後」「後」という展開で書き継がれている。まさに線状的に展開する時観念によってこの説話が把握されている。現在の時観念から見れば何の違和感もない当然の展開である。しか

しながら、古い神話的な時間観念として環状に循環する時観念が存在していたことを知っている。この「循環する時」はギリシャ神話の研究から明らかになって来たことであるが、単にギリシャ神話にとどまるものではなく、全世界的に古層の時間観念として理解できることも知っている。例えば『萬葉集』において、柿本人麻呂・山部赤人・山上憶良の一作品中に過現末の線状的な時間観念の下での作品構成が見られる¹⁹⁾。その一方において、柿本人麻呂作品中には、環状に循環する古層の時観念で作品化されている作も確認出来る²⁰⁾。この二つの時間観念は、当時の人々の意識中に共存し、ある時には線状に、ある時には環状に、思考された時の観念であると言うことが出来る。

そうした中であって、当話は、A・B・C・Dが線状に把握されている。これは恐らく播磨国讃容郡の、後時の郡家（郡衙）に相当する役所において、保管されていた文書に起因することであろう。Dの「今」は風土記編纂時であるから問題にすることは無い。Cの「後」という天武十二年（六八四）七月は、風土記編纂の三〇年ほど前のことになり、その年次の把握には文書を必要としたかも知れないが、人々の記憶に存在していた事項と見てよい。これに対してBの「然後」と示される異劍譚の場合、五五年ほど前のことと前述したが、これは古老から聴取した伝承譚ではないかとまずは考えてよい。しかしながら、ここに植垣節也氏の指摘²¹⁾がある。

なほ、ここの文章の特色として、当国風土記のどこにも

使はれてゐない文字がこの段に密集して登場することを指摘しておきたい。これは何か特別な先行資料を使つて書いたことを意味しよう。…中略…。参考までに、該当する文字をあげる。

買・賣・減・圃・墟・朽・懷・招・鍛・屈・蛇・淨・
甲・曾・磨

この中で「買・減・朽・懷・招・屈・蛇・淨・甲・曾・磨」は特殊な文字では無くて、『播磨國風土記』の中で偶々使用されていない用字ということになる。また残る用字「賣・圃・墟・鍛」も、文脈に依存する文字としてあるという側面がある。このように一往は把握出来るが、植垣氏の指摘は留意してよく、当条Bは古老から聴取した伝承譚ではなくて郡レベルにおいて保管されていた文書に依拠したものと見るのが良かる。B末尾の朝廷への献上ということが、この推測を支えることになる。植垣氏の用字指摘から見ると、「買・賣・減」はAになり、「圃・墟・朽・懷・招・鍛・屈・蛇」がBとなる。

さてそのAであるが、少なくともBに出ていた苦編部大猪はAの内容を知るところが無かった。しかし、風土記編纂時における述作の文にしては、Aの記述が具体的である。「丸部具」という人物名、しかもこの人物について仲川里の人であると記述されている。また魔劔について、「河内国兔寸村人」から買取つたものであるという情報が記されている。播磨国は鉄の産地として著名であり、讃容郡中にも産鉄の記述²²がある。それに

も関わらず、河内国からの購入として、その村名まで記されている。また「丸部具」一人の逝去ではなく「擧家滅亡」と一家の消滅が記述されている。植垣氏の用字指摘のみならず、この詳細な情報の記述は、やはり郡レベルにおいて保管されていた何らかの文書に依拠したものと考えられるのである。

風土記編纂に際して、讃容郡においては郡保管の古文書を洗い上げていたのであろう。そうした中にA・Bが存し、またおそらくCも存在していた。ここに讃容郡における文書行政とその文書保管が明らかとなって来る。

A・B・C・Dという四つの線状性をなす時の展開は、行政における文書管理とリンクする形で形成されていると見ることが以上で明らかとなって来るのである。

五、おわりに

『播磨國風土記』の中には地名起源説話が少なからず存在している。しかもそれは、おそらく現地取材による執筆と見られ、地名の説明を面白おかしくするために民間語源を差し挟んだというような机上の作ではおそらくない。関連して「古老」について言及する。『常陸國風土記』は、「古老相伝旧聞記」と称してよいほどまでに「古老」からの聞き取りに拘っている。対して『播磨國風土記』には、「古老」の語が一例も見出せない。しかし、『播磨國風土記』も古老からの取材を無視しているのでは

なく、忠実に実行されていたと見られるが、編纂においては「古老」と書かずに「昔……」の形で文章展開しているのであると書いたことがある。その「昔……」において、当条は右に示した次第で、現地取材からの例外ということになってくる。

この異劍譚に関する拙稿は、名古屋栄の中日文化センター講座「風土記を読む」(『播磨国風土記』を読む)における二〇一二年九月二六日・一〇月一〇日・同二四日の講義内容が基になっている(一〇日・二四日は、補遺の形で)。当稿の執筆を予定していたところ、フェリス女学院大学において、第九回日本文学国際会議が一二月二三日(金)とその翌二四日(土)に開催された。その初日「日本神話の諸相」に、パーマー・エドウィーナ氏(フェリントン・ウイクトリア大学准教授)による当説話に関する発表があった。当日(金曜日)は他用があつて参加出来ず、せめて資料だけでも受け取ることが出来ればとの思いで第二日(土曜日)に参加し、冊子化された予稿集「当日配布資料」を受け取ることが出来た(両日分含本一冊)。第二日の発表を聞いてみると、そのほとんどが、この予稿冊子原稿の読み上げに近い形であつたので、エドウィーナ・パーマー氏の発表について、初日参加者に聞いて見ると、やはり予稿冊子原稿の読み上げに近い形であつたということであつた。先行研究をよく踏まえての発表であるが、先行研究に縛られがちな面は外国研究者としてやむを得ないことであろうか。そうした中で、氏は、佐用町新宿の高畑古墳二号墳(六世紀後期)から出土した双龍環頭太刀(現在、佐用町三

日月支所内に展示という)をカラー写真で紹介している(同氏撮影によるもの)。エドウィーナ・パーマー氏自身が「高畑古墳二号墳より出土した双龍環頭太刀が中川里の劍と同じものかどうかは、簡単には断定できない」(同予稿集、三五頁)と言及する(注)ように、その同定はむづかしく、無縁とする方がよいと考えられるが、当条の異劍を髣髴とさせるイメージ作りには寄与すると言えよう。

当該説話は、四つの時が層をなして存在していた。その一部は「日本書紀」の記事と照応する箇所があると見られた。そうしたところから、前記のエドウィーナ・パーマー氏は依拠譚の史実性を指摘する。その可能性は否定出来ないというよりも、おそらく認められるものであろうが、私は史実というところへ足を踏み入れるのではなく、現地の郡レベルにおいて保管されていた資料に基づいて、郡レベルの風土記編纂者が当該話を纏めて行ったということを考察した。それが結果的に四つの時の層をなす話として結実したということになる。

【注】

(一)前島己基氏『日本の古代遺跡20島根』(保育社、一九八五年二月)。銅劍三五八本出土の翌年には、その出土地から約七キロ隔たった地で一六本の銅矛がまとまって出土している(一九八三―八七年新遺跡カタログ『新・古代史発掘』朝日新聞社、一九八八年四月)。谷口雅博氏は『出雲国風土記』(大原郡神原郷の原初名「神財郷」)に関連して、加茂若倉遺跡の銅鐸に言及し、併せて荒神谷遺跡にも言及している(『風土記探訪事典』東京堂出版

- 二〇〇六年九月、一三〇—一三二頁。
- (2) 『塵袋』には『風土記』逸文が載っており、新編日本古典文学全集『風土記』小学館、一九九七年一〇月では十四項を収載し、巻末の「逸文」所収文献解題で逸文との関連から、解題した。参照された。
- (3) 引用は山崎誠氏の『（翻）塵袋とその研究』（勉誠社、一九九八年二月）の上冊に収められている写真版によった。翻字・句読は、廣岡による。
- (4) 東野治之氏「護身劍銘文考」（初発『文学』四八巻四号、一九八〇年四月。補訂を加え、同氏『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年三月に所収。引用は所収書による。
- (5) 「仲川里」（なかつかはのさと）の「仲」字は「仲・中」という揺れがある。三条西家本で、里名の標目は「中川里」であるが、里号説明中も、この叙譚も「仲川里」で出る。当稿では「仲川里」で統一して示した。
- (6) 三条西家本『播磨國風土記』は、寛政八年（一七九六）に三条西家の蔵書から発見され、その後古書肆（弘文社）を経て天理図書館の所蔵となった本で、『播磨國風土記』の唯一の古写本。天下の孤本として国宝に指定されている卷子本であるが、冒頭の箇所が破り取られる形で失われている。また、赤穂郡からは未提出であったと見られ、赤穂一部分が全く存在していない（秋本吉郎氏はこれを「欠落」とする）。そのみならず、未整理な箇所が多々見られ、この三条西家本『播磨國風土記』は未精撰の原稿本と見られる。秋本吉郎氏は、「稿本の様態にあつたままを伝本祖として、現伝本が承け伝へてゐるのである」（『播磨國風土記未精撰考』、『風土記の研究』ミネルヴァ書房、一九六三年一〇月）としている。
- この三条西家本『播磨國風土記』は、天理図書館善本叢書Ⅰ『古代史籍集』（八木書店、一九七二年七月）の写真版により、卷子の総行数で示した。
- (7) 敷田年治氏『標注播磨風土記』（安同舎、一八八七年八月）。
- (8) 栗田寛氏『標註古風土記』（大日本圖書、一八九九年二月）。
- (9) 井上通泰氏『播磨國風土記新考』（大同山書店、一九三三年五月）。
- (10) 吉野裕氏『風土記』東洋文庫（平凡社、一九六九年八月）。
- (11) 植垣節也氏『播磨國風土記注釈稿（二）』（讀容郡）（『風土記研究』一三三号、一九九一年二月）。植垣節也氏はこの中（二〇三頁）で（栗田注）を引くが、指摘は敷田氏の『標注』の方が早い。
- (12) 永藤靖氏『播磨國風土記』を読む（明治大学文学部紀要『文学研究』九七号、二〇〇五年九月、同氏『日本神話と風土記の時空』所収、三弥井書店、二〇〇六年一月。披見は所収書によった。一八六頁）。
- (13) 飯泉健司氏「靈劍の主張―播磨國風土記・旧聞異事の生成―」（神田典籍『風土記の表現―記録から文学へ』、上代文学会研究叢書、笠間書院、二〇〇九年七月）。
- (14) 注11の植垣節也氏『播磨國風土記注釈稿（二）』（讀容郡）に同じ。
- (15) 嵐義人氏は「令集解」が引く「古記」の、その原「古記」の成立について、天平九年十年の交、大和長岡・山田白金らが中心となり編まれたものであるとしている。嵐義人氏「古記の成立と神祇令集解」（荊木美行氏編『令集解私記の研究』汲古書院、一九七七年三月）。
- (16) この「其刃不澁」の訓は頭を悩ます。「古記」によると「佐婢さび」は名詞としてあり、「其の刃は渋びつかずして」或いは「其の刃は渋びつかずして」の訓が考えられる。しかし、ここは四字句を守って「其刃不澁」にしていることを考えて「渋」を動詞で訓み、「其の刃は渋びずして」とした（時代別国語大辞典 上代編）は動詞「さび」を立項する。同様に施訓上の問題は、その下の「光如明鏡」にも存在する。倭文脈としては、「光明くわうめいく鏡かみの如し」が落ち着く。しかし、その場合、語順「光明如鏡」がふさわしく、ここは「明鏡」とあるので、「光明ける鏡の如し」とした。
- (17) 『播磨國風土記』の成立年は未確定である。行政単位のサト制の表記について、「郷」ではなくて「里」が『播磨國風土記』において使用されており、「出雲國風土記」総記条にいう「右件郷字者依靈龜元年式改里為郷」（倉野本、二ウ）から、靈龜元年（七二五）以前の成立ということが指摘される（この早い指摘は、敷田年治氏の『標注播磨風土記』巻末の「追次」書。以後、栗田寛氏をはじめ、井上通泰氏・秋本吉郎氏・植垣節也氏など多くの言及がある）、また『播磨國風土記』の掛保郡越部里狹野村条に、「川内国泉郡」（三条西家本、七五行）とあり、これは靈龜二年に河内国和泉郡等の三郡によって「和泉

監」を建監(『続日本紀』靈龜二年四月甲子条)するより以前のことになるとして、やはり靈龜年間以前の成立が指摘されている(この早い指摘も敷田氏『標注』である)。ただ、地名や里制呼称は旧態によって記すことがあり、右の二件が確実な根拠とはならないが、ここでは仮に、郡レベルにおける稿本としての三条西家本『播磨國風土記』の成立は、元明天皇による撰録の命から二年程度後のものと見ておく。

(18) M・エリアーデ著、堀一郎氏訳『永遠回帰の神話』(一九四九年・パリ。邦訳、未來社、一九六三年三月)で、広く知られている。しかしながら、この線状的な時間観念(クロノス)と循環的な時間観念(アイオン)という二つの時間観念については、プラトンの指摘以来のテーゼであり、エリアーデを出すのであれば、それよりもフィリップソンの方が先であるという
こと、拙論で示したところである。

P・フィリップソン著、廣川洋一氏・川村宣元氏訳『ギリシア神話の研究―神話の思考方法と時間様式―』(一九四四年・チューリッヒ。邦訳、東海大学出版会、一九七四年六月。その再版書名は『ギリシア神話の時間論』となっている。東海大学出版会、一九七九年七月)。

廣岡義隆「万葉における時の表現について―特に過去・現在・未來の表現について―」(森淳司博士古稀記念論集『萬葉の課題』翰林書房、一九九五年二月)。

(19) 注18で示した廣岡義隆「万葉における時の表現について」に同じ。

(20) 廣岡義隆「繰り返す時」(新典社新書『萬葉の散歩みち』新典社、二〇〇八年七月。上・八八頁)。
(21) 注11で示した植垣節也氏「播磨國風土記注釈稿(一〇)(讀容郡)」なお、この指摘内容は、新編日本古典文学全集本『風土記』の頭注において、踏襲されている(八〇頁、頭注一)。

(22) 郡の総記中に「…号鹿庭山。々四面有十二谷。皆有生鐵也」(…鹿庭山と号く。々の四面に十二の谷有り。皆鉄を生ずと有り)とある。なお諸注は、「鉄」の訓を「まかね」とするが、鉄は「くろかね」と訓み、「まかね」

と訓むことが出来ないこと、「まかね」考」で示している(『三重大学日本語学』一五号、二〇〇四年六月)。

讀容郡と産鉄については、多くの言及がある。以下はその代表的文献である。浅田芳朗氏「播磨國風土記」(上田正昭氏編『日本古代文化の探究』風土記「社会思想社、一九七五年一〇月。土佐雅彦氏「播磨の鉄」(櫻本誠一氏編『風土記の考古学』②『播磨國風土記の巻』同成社、一九九四年八月。飯泉健司氏は「讀容郡は、山と川と鉄の文化を持つ」(二八九頁)と指摘している(『風土記探訪事典』東京堂出版、二〇〇六年九月)。

(23) 飯泉健司氏(注13の「靈劍の主張」は、郡レベルのものではなくて、当話は国庁等に保管されていた文字資料によるものとし、「文字資料を基にした国司の思惑が隠されている」とする。しかし私は、三条西家本『播磨國風土記』は各郡から国庁へ提出されたままの未精撰の稿本であると考えていると共に、文書保管の面からも郡家「那備」レベルの原稿本と見ており、国庁レベルによる大きな編集の手が入る前の姿を残していると考えている。

(24) 廣岡義隆「伊香小江」条と「竹生嶋」条「近江國風土記」逸文かとされる二条について(『風土記研究』三五号、二〇一二年三月)。この廣岡の『風土記研究』論の中の注(14)において言及した。

(25) パーマー・エドウィーナ氏「播磨國風土記」中川里の項にあらわれる超自然の剣の話―神話か歴史か、あるいは歴史の神話化か―(当日配布資料)という予稿冊子による。三〇―四三頁。二〇一二年一月三日。

(26) 右の注25の発表予稿冊子は、同題、ほぼ同文(二部加筆)により「日本神話をひらく―古事記」編纂一三〇〇年に寄せて―フェリス女学院大学日本文学国際会議第九回(フェリス女学院大学、二〇一三年三月)として、三月三十一日付で刊行された。

(27) 早くに倉野憲司氏が「寶劍説話」の中で「播磨國風土記」の当説話を取り上げ、『日本書紀』を引いて、「此の話は幾らか史實に基いたものと思はれる」と言及する(同氏『古代文學研究』岡村書店、一九二九年二月)。

「ひろおか よしたか 本学元教員」